

とくしまブランド成長戦略会議設置要綱

(設置)

第1条 県産農林水産物の国内外でのブランド化と販売拡大を促進し、成長産業化による「もうかる農林水産業」の実現を目指すため、とくしまブランド成長戦略会議を設置する。

(所掌事項)

第2条 会議は、次に掲げる事項について、協議、検討を行う。

- (1) 「新時代を拓く とくしまブランド戦略」に関すること。
- (2) とくしま農林水産物等海外輸出戦略に関すること。
- (3) 前項に掲げるもののほか、農林水産業の成長産業化に関し必要な事項

(構成)

第3条 会議の委員は、別紙1に掲げる者をもって構成する。

(任期)

第4条 委員の任期は3年間とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 会議は、会長及び副会長を置く。

- 2 会長は委員の互選とする。
- 3 副会長は、委員の内から会長が指名する。
- 4 会長は会議を代表し、その業務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐して戦略会議の業務を掌理し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が必要に応じ招集する。

- 2 会長に事故があるときは、副会長が職務を代理する。
- 3 会長は、必要と認める場合は、会議に委員以外の者の出席を求め、説明または意見を述べさせることができる。

(部会)

第7条 会議に、専門の事項を調査審議させるため、会長が必要と認めるときは、部会を置くことができる。

(事務局)

第8条 本要綱に定める会議の事務局は、徳島県農林水産部もうかるブランド推進課に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、平成28年2月1日から施行する。
- 2 平成28年2月1日時点で委員である者については、その任期を平成31年3月31日まで延長するものとする。
- 3 次に掲げる要綱は、廃止する。
 - 一 とくしまブランド戦略会議設置要綱
 - 二 農林水産物海外輸出戦略会議設置要綱
- 4 この要綱は、平成28年7月8日から施行する。
- 5 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 6 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 7 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。